

大阪労働局 発表
令和8年1月29日(木)

大阪労働局労働基準部監督課
電話 06-6949-6490

令和7年における送検状況について ～前年を大幅に上回る件数を送検～

大阪労働局（局長 高橋 秀誠）は、大阪労働局及び管下13の労働基準監督署が令和7年（1～12月）に労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として検察庁へ送検した状況について以下のとおり取りまとめた。

- 送検件数 95件
- 法令別件数
 - 労働基準法等違反 45件
 - 労働安全衛生法違反 50件

※ 送検件数詳細については別添1のとおり、法令ごとの主な送検事例は別添2のとおり。

労働基準監督機関では、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に基づき、事業場に対する賃金の支払等一般労働条件の履行確保や労働災害・健康障害防止等のための行政指導を行っているが、重大・悪質な法令違反に対しては、司法警察権限を行使して捜査を行い、労働基準関係法令違反被疑事件として検察庁へ送検している。

労働基準監督機関の使命は、労働基準関係法令の履行確保を図ることにある。このため、違法な長時間労働を繰り返す企業や法違反を原因として重大な労働災害を発生させた企業等に対しては、司法警察権限を積極的に行使するとともに、厳正に対処することとしている。

1 概 要

(1) 送検件数 [別添1・表1参照]

令和7年の送検件数は95件で、前年の63件から32件(50.7%)増加した。

(2) 法令別件数 [別添1・表1参照]

- 法令別の送検件数は、労働基準法等に係る事件が45件、労働安全衛生法違反事件が50件である。
- 労働基準法違反事件を内容別に多いものから見ると、「労働時間・休日等」が17件、「定期賃金の不払」が16件、「解雇」が2件、「賃金不払残業等」が1件、「その他」が9件となっている。
- 労働安全衛生法違反事件の内容別では多いものから、「機械等危険防止」が21件、「就業制限」が8件、「墜落等危険防止」が5件、「作業主任者の選任等」が4件、「労災かくし」が3件、「その他」が9件となっている。
- 前年と比較して労働基準法等違反事件は17件(60.7%)増加し、労働安全衛生法違反事件の件数は15件(42.9%)増加した。

(3) 業種別件数 [別添1・表2参照]

業種別では、製造業が24件で最も多く、続いて建設業が21件となっている。

(4) 端緒別件数 [別添1・表3参照]

捜査を開始する端緒は、認知事件が70件、告訴・告発が25件となっている。

労働安全衛生法違反事件では、50件中33件が、死亡災害等の重大な労働災害を端緒とするものである。

(5) 強制捜査件数 [別添1・表4参照]

証拠隠滅等のおそれのある場合、その収集等のため裁判所の令状に基づき捜索、差押、記録命令付差押、検証及び逮捕等の強制捜査を実施している。

令和7年に送検した事案のうち強制捜査を実施した件数は7件である。

2 参考

労働基準法第102条に、「労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う。」と規定されている。

(最低賃金法、労働安全衛生法等にも同旨の規定がある。)

別添 1

表 1 法令別件数

		令和5年	令和6年	令和7年(前年比)
送検件数		55 100%	63 100%	95 (+32) 100%
労 働 基 準 法 等 違 反	定期賃金の不払 (労働基準法第24条、最低賃金法第4条)	9	5	16
	解雇 (労働基準法第20条)	1	0	2
	賃金不払残業等 (労働基準法第37条)	2	3	1
	労働時間・休日等 (労働基準法第32条、34条、35条等)	4	10	17
	その他	1	10	9
	計	17 31%	28 44%	45 (+17) 47%
労 働 安 全 衛 生 法 違 反	機械等危険防止 (労働安全衛生法第20条)	8	16	21
	作業主任者の選任等 (労働安全衛生法第14条)	3	5	4
	墜落等危険防止 (労働安全衛生法第21条)	7	7	5
	労災かくし (労働安全衛生法第100条)	8	4	3
	就業制限 (労働安全衛生法第61条)	2	0	8
	その他	10	3	9
	計	38 69%	35 56%	50 (+15) 53%

注1:主たる送検条文により集計。

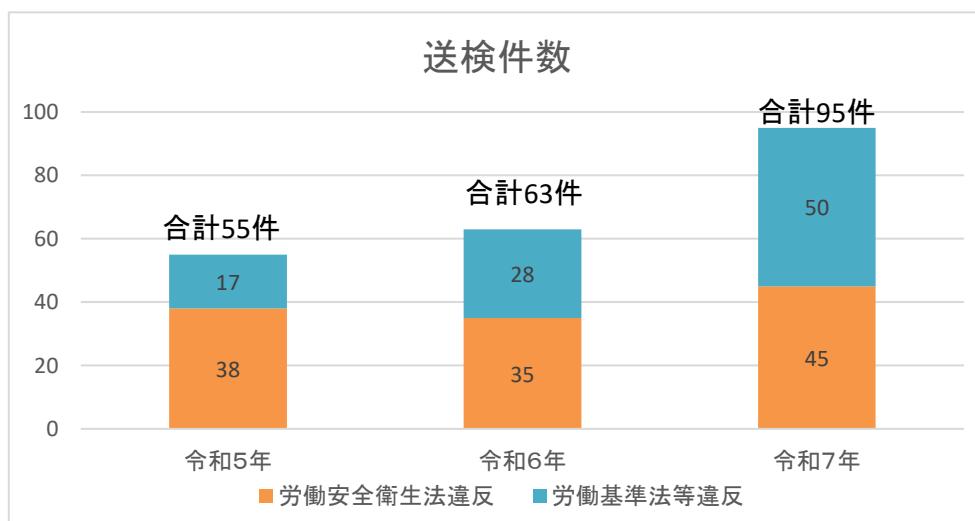


表 2 業種別件数

	令和5年	令和6年	令和7年
製造業	12 22%	19 30%	24 25%
建設業	23 42%	16 25%	21 22%
運輸交通業	6 11%	2 3%	10 11%
商業	5 9%	10 16%	9 9%
接客娯楽業	0 0%	2 3%	4 4%
上記以外※	9 16%	14 22%	27 28%
送検件数	55 100%	63 100%	95 100%

※清掃・と畜業（令和7年は7件）、教育研究業（同5件）、保健衛生業（同4件）など

表 3 端緒別件数

	令和5年			令和6年			令和7年		
	労働基 準法等	労働安全 衛生法	計	労働基 準法等	労働安全 衛生法	計	労働基 準法等	労働安全 衛生法	計
認知事件	3	35	38	12	34	46	22	48	70 74%
（うち、重大な 労働災害）	(2)	(17)	(19)	(0)	(23)	(23)	(0)	(33)	(33) 35%
告訴・告発	14	3	17	16	1	17	23	2	25 26%
送検件数	17	38	55	28	35	63	45	50	95 100%

表 4 強制検査件数

	令和5年	令和6年	令和7年
送検件数 ※	55 100%	63 100%	95 100%
強制検査(検査、差押等)件数	14 25%	1 2%	7 7%

※ 当該年において送検した事件に関する件数である。

別添 2 の 1

令和 7 年 大阪労働局送検事例

労働基準法違反事件の事例

違法な時間外、休日労働を行わせたもの

大阪府摂津市において、商品管理業務等を営む事業主が、労働者 4 名に対し、同社において締結した労働基準法第 36 条に基づく労使協定（通称「36 協定」）の延長時間を超えて違法な時間外労働を行わせたもの。

大阪府内複数の事業場で違法な長時間労働を行わせたことから、大阪労働局にて捜査、送検したもの。

（労働基準法第 32 条第 1 項、第 2 項）

※ 労働基準法第 32 条

- 1 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。
- 2 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

別添 2 の 2

令和 7 年 労働基準監督署送検事例

I 労働基準法違反事件の事例

事例 1 1か月 100 時間超等の違法な長時間労働を行わせていたもの

大阪府吹田市において、仕出し弁当の販売を営む事業主が、労働者 4 名に対し、36 協定の延長時間を超えて違法な時間外労働を行わせ、また、法定の労働時間を延長して労働させながら、延長した時間が 1 箇月に 60 時間までの労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の 2 割 5 分以上の率で計算した割増賃金、1 箇月に 60 時間を超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の 5 割以上の率で計算した割増賃金を所定支払日に支払わなかつたもの。

(労働基準法第 32 条第 1 項、第 2 項、第 36 条第 6 項第 2 号、第 3 号、

労働基準法第 37 条第 1 項)

※ 労働基準法第 32 条 (別添 2 の 1 の同条参照)

※ 労働基準法第 36 条

6 使用者は、第 1 項の協定で定めるところによって労働時間を延長して労働させ、又は休日において労働させる場合であっても、次の各号に掲げる時間について、当該各号に定める要件を満たすものとしなければならない。

二 1 箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間 100 時間未満であること。

三 対象期間の初日から 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間における労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間の 1 箇月当たりの平均時間 80 時間を超えないこと。

※ 労働基準法第 37 条

1 使用者が、第 33 条又は前条第 1 項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の 2 割 5 分以上 5 割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について 60 時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の 5 割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

II 労働安全衛生法違反事件の事例

事例2 無資格者にフォークリフトの運転業務を行わせたもの

大阪府泉南市において繊維業を営む事業者が、大阪府岸和田市内の同社工場内において、法令の定める資格を有していない労働者に最大荷重 1.55 トンのフォークリフトの運転の業務を行わせたものである。

(労働安全衛生法第 61 条第 1 項、労働安全衛生法施行令第 20 条第 11 号
労働安全衛生規則第 41 条、労働安全衛生規則別表第 3)

※ 労働安全衛生法第 61 条

1 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 (略)

※ 労働安全衛生法施行令第 20 条

法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一～十 略

十一 最大荷重(フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。)が一トン以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

十二～十六 略

※ 労働安全衛生規則第 41 条

法第 61 条第 1 項に規定する業務につくことができる者は、別表第 3 (略) の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる者とする。

事例3 プレス機械に安全装置を設置しなかったもの

大阪市西淀川区において、電気機械等製造業を営む事業者が、同社工場において、労働者にプレス機械作業を行わせるに当たり、当該プレス機械に安全装置を取り付ける等必要な措置を講じなかったものである。

同社工場において、労働者がプレス機械に手を挟まれ、手を切断する災害が発生している。

(労働安全衛生法第20条第1号、労働安全衛生規則第131条第2項

労働安全衛生規則第131条第3項)

※ **労働安全衛生法第20条**

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二～三 (略)

※ **労働安全衛生規則第131条**

- 1 (略)
- 2 事業者は、作業の性質上、前項の規定によることが困難なときは、当該プレス等を用いて作業を行う労働者の安全を確保するため、次に定めるところに適合する安全装置(手払い式安全装置を除く。)を取り付ける等必要な措置を講じなければならない。
 - 一 プレス等の種類、圧力能力、毎分ストローク数及びストローク長さ並びに作業の方法に応じた性能を有するものであること。
 - 二 両手操作式の安全装置及び感応式の安全装置にあっては、プレス等の停止性能に応じた性能を有するものであること。
 - 三 プレスブレーキ用レーザー式安全装置にあっては、プレスブレーキのスライドの速度を毎秒十ミリメートル以下とすることができ、かつ、当該速度でスライドを作動させるときはスライドを作動させるための操作部を操作している間のみスライドを作動させる性能を有すること。
- 3 前二項の措置は、行程の切替えスイッチ、操作の切替えスイッチ若しくは操作ステーションの切替えスイッチ又は安全装置の切替えスイッチを備えるプレス等については、当該切替えスイッチが切り替えられたいかなる状態においても講じられているものでなければならない。

事例4 いわゆる労災かくし

堺市堺区において、建設業を営む事業者が、堺市堺区内の木造家屋増築工事現場にて発生した休業4日以上の労働災害（被災者が作業中に梁に胸部を強打して肋骨を骨折したもの）について、被災者を雇用する同事業者は労働者死傷病報告書を所轄の堺労働基準監督署長に提出しなかった（いわゆる労災かくしを行った）ものである。

(労働安全衛生法第100条第1項、
労働安全衛生規則第97条第1項)

※ **労働安全衛生法第100条**

- 1 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2 (略)

※ **労働安全衛生規則第97条**

- 1 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、休業の日数が4日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間における当該事実について、様式第24号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。